

仕 様 書

留萌海上保安部

1 総 則

本仕様書は、留萌港湾合同庁舎(以下「当部」という。)の構内除排雪作業について適用する。

2 件 名

留萌港湾合同庁舎 構内除排雪作業(分担金)(単価契約)

3 検 査

履行完了に当たっては、当部検査職員の検査を受けること。

4 履行場所

留萌港湾合同庁舎(留萌市大町3丁目37番地1)

5 履行期間

契約の日から令和7年3月31日までの間

6 一般適用事項

- (1) 本作業に付随する作業及び車両等に必要な経費は、受注者が負担すること。
- (2) 本作業実施にあたり、構内の建物及び工作物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において補償を行うこと。
- (3) 本仕様書に明記されていないことで疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、その指示に従うこと。

7 仕 様

- (1) 本契約は単価契約とする。また、別添内訳書記載の作業時間及び台数は予定であり、増減があっても異議を申し立てないこと。
- (2) 本作業の実施区域は、除排雪区域図(別紙1)のとおりとする。
- (3) 除雪作業を実施する基準は、積雪約10cm以上とする。また、作業は除雪ドレーザーで行うこととし、原則午前8時までに作業を終了させること。
- (4) 排雪作業の実施については、当部が必要と認める場合に指示するものとする。また、作業はショベル1台とダンプトラック(10トン積み)で行なうこと。
- (5) 本作業に際し、機械等による除排雪が困難な箇所は手作業で行うこと。
- (6) 本作業を実施の都度、作業日報(別紙2)を提出すること。また、作業料の集計は毎月末に行うこととし、作業時間集計表(別紙3)及び請求書を提出すること。
- (7) 請求書の作成にあたり作業時間は、次のとおり計算するものとする。なお、作業時間は留萌港湾合同庁舎到着時から終了時までの実作業時間とし、食事及び休憩並びに機械の整備・修理等は含まない。

金額＝時間換算×契約単価 ※1円未満切捨て

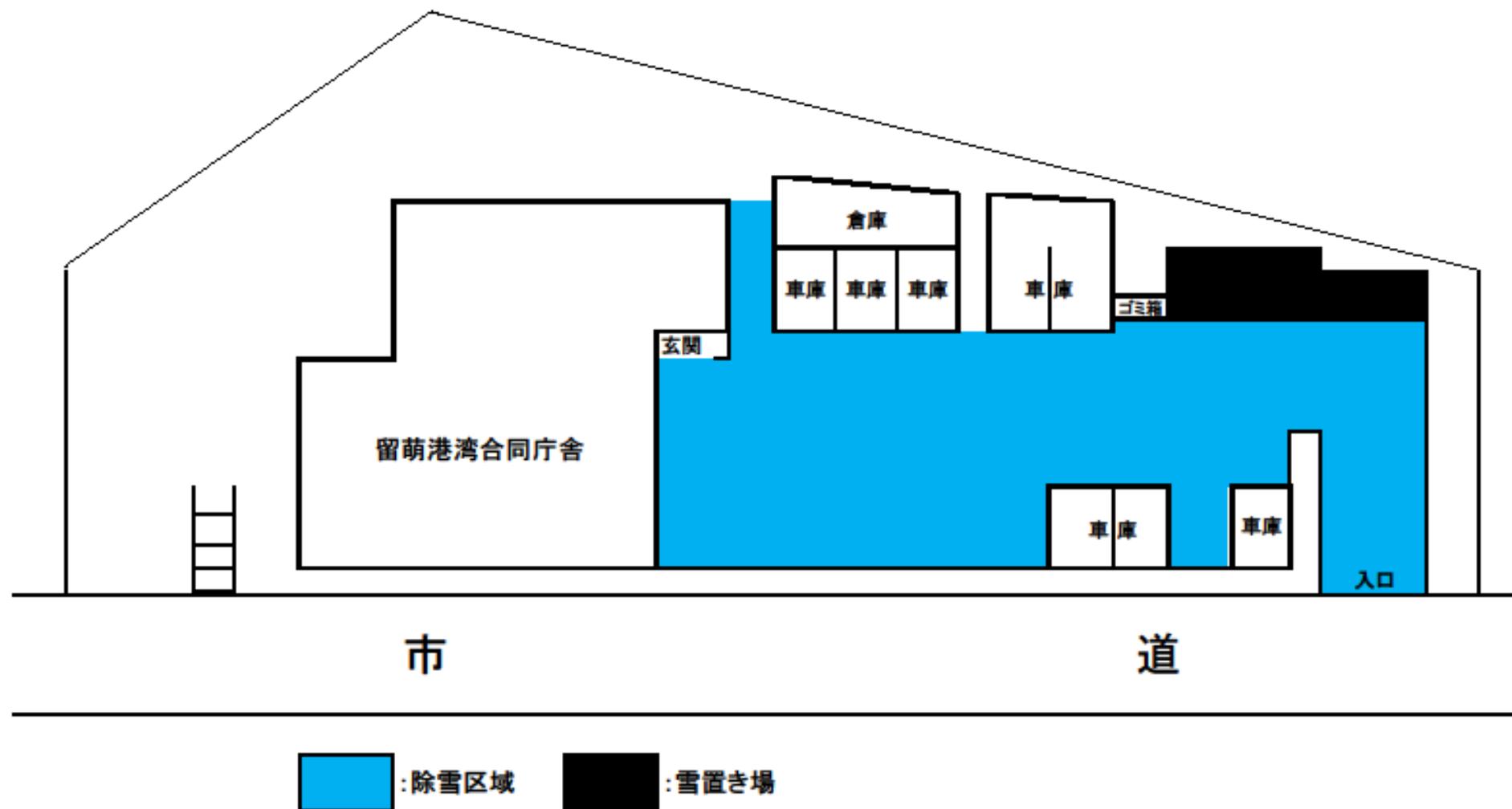
(時間換算＝合計分／60 ※小数点2位以下切捨て)

- (8) 除排雪ができない場合は、速やかに当部に申し出ること。

8 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

9 本仕様書の条件に定めがない事項は、「第一管区海上保安本部入札・見積者心得」に準拠するものとする。

除排雪区域図



作業日報

令和 年 月 日	天候		日報 記入者	
----------	----	--	-----------	--

作業実施状況（一目盛り10分）

時刻	0	1	2	3	4	5	6	7
除雪ドーザー								
作業員(名)								
排雪	ショベル							
	ダンプトラック(台)							

時刻	8	9	10	11	12	13	14	15
除雪ドーザー								
作業員(名)								
排雪	ショベル							
	ダンプトラック(台)							

時刻	16	17	18	19	20	21	22	23
除雪ドーザー								
作業員(名)								
排雪	ショベル							
	ダンプトラック(台)							

集計			
除雪			
内	除雪ドーザー		分
取	作業員		分
排雪			
内	ショベル		分
取	ダンプトラック		台

